

## 令和4年度 近江八幡商工会議所 物価高騰対策販売促進支援金交付要綱

### (通則)

第1条 近江八幡商工会議所 物価高騰対策販売促進支援金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）を準用するほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の事務局は、近江八幡商工会議所に置く。

### (定義)

第2条 この要綱において、「当所」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

(1) 「当所」とは、近江八幡商工会議所をいう。

(2) 「補助事業者」とは、当所が補助金の公募を行い、採択した中小・小規模事業者（以下「小規模事業者等」という。）をいう。

### (趣旨)

第3条 物価高騰対策販売促進支援金は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する指定感染症とする。）の拡大により影響を受けた近江八幡市内中小企業等による感染症収束後も見据えた前向きな取組に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第4条 補助金の補助対象者は、別表1に掲げる者とする。

### (補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2のとおりとする。

### (補助対象経費、補助率および補助金額)

第6条 補助事業の補助対象経費、補助率および補助金額は、別表3のとおりとする。

### (補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、令和4年5月27日から令和4年9月30日までに実施する事業とする。

### (補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、近江八幡商工会議所物価高騰対策販売促進支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる（1）から（7）の書類を添え、当会議所の会員でない事業所においては、加えて（8）及び（9）の書類を添えて、別に定める期日までに当所に提出しなければならない。

(1) 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

(2) 補助対象経費明細書（別紙1）

(3) 誓約書（別紙2）

(4) 振込先口座の写し

- (5) その他事業実績を説明する資料等（成果物） ※事業を実施したことが分かる写真など
- (6) 請求書（物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類）
- (7) 請求書記載の内容が支出されていることが確認できる書類（領収書（代金を支払ったことを証明するものとして取引先から発行される書類）又は補助対象経費の支払いが完了したこと及び内訳が確認できる書類（預金通帳の当該部分、振込の控えや振込が完了したことがわかるネットバンキングの記録のプリントアウト）
- (8) 個人事業の場合は、税務署の收受日付印のある直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）または所得税青色申告決算書（1～4面）の写し。ただし、決算期を一度も迎えていない場合は、申請時の段階で開業していることが分かる開業届の写し。また、法人の場合は、履歴事項全部証明書（申請書の提出日から3か月以内の日付のもの）の写し。
- (9) 代表者の本人確認書類（運転免許証など）の写し。

2 前項の交付申請書兼実績報告書を提出するにあたっては、当該支援金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。

#### （交付の決定）

第9条 当所は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該書類の内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、第5条に規定する補助対象経費のうち、適当と認める経費について、予算の範囲内において、交付決定を行い、様式第2号による「物価高騰対策販売促進支援金交付決定通知書」を補助事業者へ通知するものとする。

#### （申請の取り下げ）

第10条 補助金交付申請を行った者又は補助事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、またはその他の理由により補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請を行った者へあつては、速やかに、補助事業者へあつては、交付決定通知を受けた日から10日以内に、様式第3号による「物価高騰対策販売促進支援金取下申請書」を当所に提出しなければならない。

#### （検査等）

第11条 当所は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告または必要書類の提出を求め、または帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

#### （補助金に係る経理）

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第13条 当所は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、当所が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

### 別表1 補助対象者

近江八幡市内に事業所を有し、または、県内に事業所を有する当所特別会員とし、次に該当する者とします。

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であるもの ただし、次のいずれかに該当する者は除く。 ・発行済株式の総数または出資価格に総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ・発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ・大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を中小企業者 ※暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は補助対象事業者には該当しない。
---

### 参考：中小企業者の要件

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金は、資本金の額または出資の総額をいう。

※2 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれない。

※3 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。

〈従業員数について〉

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- (b) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- (c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等

○日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または、季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）

○所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員※」の所定労働

時間に比べて短い者※「通常の従業員」について本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）パートタイム労働者\*とします。

\* 「パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

別表2 補助事業

今後の事業活動に資する販売促進事業
-------------------

別表3 補助対象経費、補助率および補助金額

1 補助対象経費

補助対象経費	内容
事業費	広告宣伝費

※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。

※2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

## 2 補助金額

5万円 定額補助

令和4年度 近江八幡商工会議所 物価高騰対策販売促進支援金  
交付申請書 兼 実績報告書

令和 年 月 日

近江八幡商工会議所 会頭 尾賀 康裕 様

申請者  
住 所 (本 社)  
中小企業名  
(個人事業主の場合は不要)  
代 表 者 職 氏 名  
※押印不要

物価高騰対策販売促進支援金について、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

1. 申請額 (税抜)

5	0	,	0	0	0	円
---	---	---	---	---	---	---

(5万円 定額補助 ※税抜き5万円未満の取組は対象外)

2. 申請者情報

※チェックボックス形式の項目は、該当するものを一つだけ選択し、チェックを入れてください。

事業者情報	申請者種別	<input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 個人事業主		
	業種	<input type="checkbox"/> 1. 農業・林業・水産業 <input type="checkbox"/> 2. 建設業 <input type="checkbox"/> 3. 製造業 <input type="checkbox"/> 4. 小売業 <input type="checkbox"/> 5. 卸売業 <input type="checkbox"/> 6. 金融業 <input type="checkbox"/> 7. 保険業 <input type="checkbox"/> 8. 不動産業 <input type="checkbox"/> 9. 運輸業 <input type="checkbox"/> 10. サービス業 <input type="checkbox"/> 11. 飲食業 <input type="checkbox"/> 12. 理容・美容関係 <input type="checkbox"/> 13. 宿泊業 <input type="checkbox"/> 14. 電気・ガス・水道業 <input type="checkbox"/> 15. その他 (                      )		
	屋号 ※屋号がある個人事業主は屋号を、ない個人事業主は代表者名を記入		当会議所 会員・特別会員 <input type="checkbox"/>	当会議所 会員外 <input type="checkbox"/>
	資本金(出資金) ※中小企業のみ記入		常時雇用する従業員数 ※中小企業のみ記入	

県内事業所	郵便番号	—	※住所は建物・マンション名まで記入
	フリガナ		
	住所	滋賀県	市 町
	フリガナ		
県内の事業所名			

担当者情報	フリガナ		電話番号	
	担当者名		F A X	
	メールアドレス			

※記入にあたっては、本補助金募集要領をご確認ください。

振込先	金融機関名	滋賀銀行 ・ 関西みらい銀行 ・ 滋賀中央信用金庫		
	本・支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所		
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
	口座名義	カナ		
氏名				

※恐れ入りますが、お振り込み口座は上記の3金融機関よりご指定ください。  
 ※口座は、申請事業者名義、または個人事業者名義のものが必須です。  
 ※口座番号は7桁で記入してください。6桁以下の場合は頭に0をつけてください。

## 補助対象経費明細書

(単位：円)

補助対象 経費区分	内 容	補助対象経費 (消費税抜き)
<b>販売促進事業費</b>		
広告宣伝費		
①合計 (① ≥ 5万円)		×
②補助金交付申請額		50,000

(注)

- 1 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額を記載すること
- 2 補助金は、一律5万円。補助対象経費が5万円未満となる場合は対象外となります。
- 3 補助対象経費となる複数の取組を実施した場合は、取組ごとに記載すること
- 4 外貨建の経費がある場合は円換算（外国為替相場表を添付）し、1円未満の端数を切り捨てること

## &lt;記載例&gt;

(単位：円)

補助対象 経費区分	内 容	補助対象経費 (消費税抜き)
<b>販売促進事業費</b>		
広告宣伝費	チラシ制作費 3000枚 × 10円	30,000
	フリーペーパーへの広告掲載費 〇〇誌7月号掲載料35,000円 × 1	35,000
①合計 (① ≥ 5万円)		65,000 ○
②補助金交付申請額		50,000

(注)

- 1 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額を記載すること
- 2 補助金は、一律5万円。補助対象経費が5万円未満となる場合は対象外となります。
- 3 補助対象経費となる複数の取組を実施した場合は、取組ごとに記載すること
- 4 外貨建の経費がある場合は円換算（外国為替相場表を添付）し、1円未満の端数を切り捨てること

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、近江八幡商工会議所が必要な場合には、滋賀県警察本部等に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。
- 3 県税に滞納はありません。また、県税の納付状況について県税事務所に問い合わせることについて同意します。
- 4 物価高騰対策販売促進支援金交付申請書兼実績報告書の記載事項および関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は、支援金を一括返還します。
- 5 その他、本支援金の交付にあたり近江八幡商工会議所が必要と認める書類の提出を求められた場合には速やかに提出します。

年 月 日

近江八幡商工会議所 宛

〔法人にあっては法人名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

※押印不要

※必ず自署

(様式第2号)

近八商文発 号  
令和 年 月 日

様

近江八幡商工会議所  
会頭 尾賀 康裕 印

物価高騰対策販売促進支援金交付決定通知書

近江八幡商工会議所物価高騰対策販売促進支援事業実施要領第3の3の規定により、申請のありました物価高騰対策販売促進支援金については、次のとおり交付することを決定しました通知します。

1. 支援金の交付の対象となる事業の内容は、申請のあった、物価高騰対策販売促進支援金交付申請書兼実績報告書に記載のとおりとする。
2. 支援金の額は、次のとおりとする。

金 50,000円

3. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、物価高騰対策販売促進支援事業交付要綱及び物価高騰対策販売促進支援事業実施要領で定めるところに従わなければならない。

(様式第3号)

令和 年 月 日

近江八幡商工会議所  
会頭 尾賀 康裕 様

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

物価高騰対策販売促進支援金取下申請書

先に提出した物価高騰対策販売促進支援金申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、物価高騰対策販売促進支援事業実施要領第5の規定により承認を申請します。

記

○交付申請の取下理由